

第2回下諏訪町空家等対策協議会議事録（要旨）

日 時 平成30年1月12日（金）午前10時00分～10時40分

会 場 下諏訪町庁舎第2会議室

出席委員 小口委員、土田委員、小口委員、樋口委員、伊藤委員、小野委員、
細谷委員、高木委員、今井委員、森田委員、久保田委員、米倉委員

欠席委員 青木委員、矢崎委員

事務局 小河原建設水道課長、高橋課長補佐兼都市整備係長、堀内主査

配布資料 資料1 下諏訪町空家等対策協議会委員名簿
資料2 下諏訪町空家等対策計画（素案）
資料3 下諏訪町空家等対策計画策定スケジュール

1 開会

2 委嘱状の交付

町長から土田委員に下諏訪町空家等対策協議会委員の委嘱を行った。

3 挨拶

小河原建設水道課長挨拶

4 議題

(1) 下諏訪町空家等対策計画（素案）について

事務局より下諏訪町空家等対策計画（素案）の内容について説明を行った。

（説明内容は省略）

意見及び質疑

委員 空家で一番問題となっているのは、所有者不明の空家についてである。来年度調査を行うとの事であるが、計画の中で所有者不明の空家について、持ち主を2～3年後に何パーセント特定、5年後には何パーセント特定を目指すというように具体的な目標値を入れ、盛り込んだらよいのではないか。

事務局 計画の中に反映するよう検討してまいりたい。

委員 現時点で、町で把握している特定空家に該当しそうな物件はあるか。

事務局 現時点で特定空家に該当の可能性のある物件は2件を把握しており、所有者等と折衝中である。

委員 県内の他市町村の事例として、平成27年度に高森町で略式代執行があった。これが県内初の事例。平成28年度には、筑北村で略式代執行があった。

委員 様々な事例に携わっているが今の所、特措法までは至らず、困難事案については、相続人不存在による財産管理人の責任請求などをして、民法の範囲内で処理ができています。買い手がつくところに所在していたことが大きな理由であるが、買い手がつかない等の物件が発生した場合は今後の課題と考える。

委員 争いごとになる事案等もあると聞いているので、判例等の知識や経験もある弁護士の参加も今後の検討課題であると考えている。

(2) 今後のスケジュール

事務局より今後のスケジュールについて説明を行った。
(説明内容は省略)

質疑

特になし

→ 本日の案をもってパブリックコメントを実施する事とした。

5 その他

次回の協議会日程について確認を行った。

6 閉会